

新型コロナウイルス感染症関連情報

オミクロン株対応ワクチンの接種が始まりました

1・2回目の接種を終えた12歳以上のすべての方を対象に、オミクロン株対応ワクチンの接種が始まりました。

接種券は、前回の接種を受けてから5カ月が経過する方へ、順次お届けしていますが、国において接種間隔の短縮の検討が進められています。なお、すでに接種券をお持ちの方は、お手元の接種券を使用して接種を受けられます。

接種券を紛失された方は、市コロナワクチン接種コールセンター【下記】にご連絡いただくか、コロナワクチンナビから再発行の申請をしてください。[\[コロナワクチンナビ\]](#)

詳しくは、[\[千葉県 コロナワクチン\]](#)

*オミクロン株対応ワクチンの接種については、市政だより11月号で改めてお知らせします。

オミクロン株対応ワクチンの接種を受けられる方

- 1・2回目の接種を終えている方
- 12歳以上の方
- 前回の接種を受けてから5カ月が経過している方
- オミクロン株対応ワクチンの接種を初めて受ける方

オミクロン株対応ワクチンの接種を受けられる時期

3回目接種から5カ月以上が経過している次の方	すぐに接種を受けられます
<ul style="list-style-type: none"> • 60歳以上の方 • 18歳以上で基礎疾患があるなど重症化リスクが高い方 • 18歳以上の医療従事者、高齢者施設等従事者 	
【上記】以外の方	10月上旬から

*年齢はいずれも接種日時点

小児（5～11歳の方）への3回目のワクチン接種が始まりました

新型コロナワクチンの1・2回目の接種を受けた5歳以上の方は、3回目の接種を受けられるようになりました。2回目の接種を受けた日から5カ月が経過したら接種を受けられますので、2回目の接種を受けた時期に応じて、順次、接種券をお届けします。

詳しくは、[\[千葉県 コロナワクチン 3回目\]](#)

対象者 接種日時点で、千葉市に住民票がある5歳以上の方

費用 無料（交通費などは自己負担）

ワクチンの種類 ファイザー社小児用ワクチン

小児にも努力義務が適用されます

小児にも新型コロナワクチンの接種を受けることの「努力義務」が適用されるようになりました。

「努力義務」とは、「接種を受けるよう努めなければならない」という予防接種法の規定で、感染症の緊急のまん延予防の観点から、皆様に接種にご協力をいただきたいという趣旨です。接種は強制ではありません。

相談・問い合わせ

- ワクチンの接種予約、接種会場、接種券発行

市コロナワクチン接種コールセンター

☎0120-57-8970

8:30～21:00（土・日曜日は18:00まで）

耳や言葉の不自由な方

FAX245-5128 cv-call@city.chiba.lg.jp



- 接種後の副反応、医学的知見が必要となる専門的な相談

県新型コロナワクチン副反応等専門相談窓口

☎03-6412-9326 24時間（土・日曜日、祝日を含む）

- 新型コロナワクチン接種の施策など

厚生労働省新型コロナワクチンコールセンター

☎0120-761-770 9:00～21:00（土・日曜日、祝日を含む）

*掲載している情報は、9月14日時点の情報です。最新の情報は、市ホームページなどでご確認ください。

予防接種を受けましょう

高齢者を対象に予防接種を実施しています。対象の方は、協力医療機関に予約をとり、予防接種を受けましょう。生活保護を受給している方や市民税非課税世帯の方などは自己負担額が無料になります。

①高齢者インフルエンザ予防接種

接種期間 10月1日(出)～12月31日(出)

対象 接種日に市に住民票がある、60～64歳で障害*がある方または65歳以上の方

自己負担額 1,800円

備考 2022年度は65歳未満のインフルエンザ任意予防接種費用の助成はありません。

協力医療機関、免除方法など詳しくは、[\[千葉県 インフルエンザ\]](#)

②高齢者肺炎球菌予防接種

接種期間 来年3月31日(金)まで

対象 接種日に市に住民票があり、これまで肺炎球菌ワクチンを接種したことがない方で、60歳以上の障害*がある方または次の期間に生まれた方

- 1957年（昭和32年）4月2日～1958年（昭和33年）4月1日
- 1952年（昭和27年）4月2日～1953年（昭和28年）4月1日
- 1948年（昭和23年）4月1日以前

自己負担額 3,000円

協力医療機関、免除方法など詳しくは、[\[千葉県 高齢者肺炎球菌\]](#)

*障害＝心臓・腎臓・呼吸器の機能・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能において身体障害1級相当

問市予防接種電話相談窓口 ☎307-6601

感染症対策課 FAX238-9932

夜間や休日に急病で困ったときは…

電話相談 すぐに受診するべきか、医師や看護師が電話でアドバイスします。
救急安心電話相談 ☎#7009（IP電話からは☎03-6735-8305）
 平日・土曜日18:00～翌朝6:00、日曜日・祝日・年末年始9:00～翌朝6:00
子ども急病電話相談 ☎#8000（IP電話からは☎043-242-9939）
 19:00～翌日6:00（365日）

診療 千葉県医師会などの協力で夜間・休日の応急診療を行っています。応急処置のため、詳しい検査は原則行いません。後日かかりつけ医で受診しましょう。

夜間		休日	
夜間応急診療(夜急診) (美浜区磯辺3-31-1海浜病院内) ☎279-3131 【内科・小児科】		休日救急診療所 (美浜区幸町1-3-9 総合保健医療センター内) テレホンサービス ☎244-5353 【内科・小児科・外科・整形外科】 【耳鼻いんこう科・眼科・歯科】 日曜日、祝日、年末年始	
診療時間	平日 19:00～24:00 土・日曜日、祝日、年末年始 18:00～24:00	診療時間	9:00～17:00
新型コロナウイルス感染症の影響により診療時間などを変更する可能性があります。		受付時間	8:30～11:30、13:00～16:30
夜間外科系救急当番医療機関 テレホンサービス ☎244-8080 【外科・整形外科】		産婦人科休日緊急当番医 テレホンサービス ☎244-0202 【産婦人科】 日曜日、祝日、年末年始	
案内時間	8:00～翌日6:00	案内時間	8:00～17:00
診療時間	18:00～翌日6:00	診療時間	9:00～17:00
夜間開院医療機関案内 ☎246-9797		*電話での医療相談は行っていません 受診の際の持ち物 ①健康保険証(各種受給者証・子ども医療費助成受給券をお持ちの方は一緒に持参) ②診療代金 ③薬(服用している方) ④お薬手帳(お持ちの方)	
案内時間	17:30～19:30		
月～土曜日(祝日、年末年始を除く)			

医療機関情報など詳しくは、[\[千葉県 医療機関\]](#)

特に記載がない場合、対象は市内在住・在勤・在学の方、1日から申し込み受け付け、応募多数の場合抽選、料金は無料。